

2022年7月8日

各位

会社名 アジア開発キャピタル株式会社
代表者名 代表取締役社長 アンセム ウォン
ANSELM WONG

株式会社三ツ星代理人からの「非適格者」の認定の解除に関する
ご連絡受領のお知らせ

2022年6月16日付け「株式会社三ツ星のホームページ開示の内容に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、株式会社三ツ星（以下、「三ツ星」といいます。）は、同日、当社子会社であるアジアインベストメントファンド株式会社（以下「AIF」といいます。）を、三ツ星が買収防衛策の発動として行った新株予約権無償割当に係る新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の行使等が許されない「非適格者」に認定しました。

その後、同年7月4日付け「株式会社三ツ星の買収防衛策の発動としての新株予約権無償割当てに対する大阪地方裁判所の差止仮処分命令に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、三ツ星は、同月1日、大阪地方裁判所から本新株予約権の無償割当てを仮に差し止める命令を受けました。

これを受け、三ツ星は、添付のとおり、同月6日付けでAIFを「非適格者」の認定から解除する旨の連絡を行い、AIFは、本日これを受領しました。

以上

2022年7月7日

〒104-0054

東京都中央区勝どき一丁目13番1号

イヌイビル・カチドキ4階

アジアインベストメントファンド株式会社

代表取締役 アンセムウォンシュウセン 様

〒541-0041

大阪府中央区北浜1丁目8番16号 大阪証券取引所ビル

北浜法律事務所・外国法共同事業

Tel: 06-6202-1088 / Fax: 06-6202-1080

株式会社三ツ星代理人

弁護士 渡 辺 徹

弁護士 中 嶋 隆 則

弁護士 岡 郁 磨

〒100-0005

東京都千代田区丸の内一丁目7番12号 サピアタワー14F

弁護士法人北浜法律事務所東京事務所

株式会社三ツ星代理人

弁護士 東 目 拓 也

「非適格者」の認定の解除に関するご連絡

前略 当職らは、株式会社三ツ星（以下「当社」といいます。）の代理人として、以下のとおりご連絡申し上げます。なお、特に断らない限り、当職らの2022年6月29日付「貴社からの2022年6月23日付「回答書」に関するご連絡」において定義された用語は、本書においても同じ意味を有するものとします。

さて、先般よりやり取りをさせていただいておりました、当社株式の大規模買付行為等への対応方針に基づく本新株予約権の無償割当てに関し、2022年7月6日付「当社株式の大規模買付行為等への対応方針に基づく非適格者認定の撤回及び大規模買付行為等の撤回方法に関する書面送付のお知らせ」でお知らせしましたとおり、当社は、大阪地方裁判所が、2022年7月1日、本新株予約権の無償割当てを仮に差し止めるとの決定を行ったことを踏まえ、当社が貴社を本新株予約権の行使が認められない「非適格者」に認



受付通番：G00160557000200001 号

1/2 頁

定したことを撤回することといたしましたので、本書により改めてお知らせ申し上げます。

なお、これまでに当社から貴社に対してご質問させていただいていた事項につきましては、引き続き情報提供をお願いできると幸いです。

どうぞよろしくお願いたします。

草々

複写

複写

複写

複写

複写



郵便認証司

4. 7. 7

この郵便物は令和 4年 7月 7日
第13364713876号書留内容証明郵便物
として差し出したことを証明します。
日本郵便株式会社
受付通番 : G00160557000200001 号

2/2 頁

新 東 京

4. 7. 7

12-18